

議 事 録

会 議 名	令和3年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年4月26日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 5番 藤井 薫 6番 金子隆夫 7番 相田孝 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	4番 中村 基寛		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第4回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、3番と5番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号9号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号9号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農用地区域内の農地1筆です。譲受人は1名で耕作しており、一般切花を栽培しています。また、トラクター、耕運機を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、300mで徒歩4分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：4月15日先日事務局職員と現地を見てきました。譲受人が耕作している隣地が申請地です。続きみたいなもので、農地についてはきれいに管理されています。特に問題はないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号9号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号10号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号10号を朗読)

(説明)当該地は宮山地区の農用地の1筆で、現況については畑です。期間については3年間で借り手は、トラクター、管理機、草刈り機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：これは継続ですし、その前3年間当該農地を耕作されてますし、今も耕作しています。継続ですので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号10号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案番号11号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号11号を朗読)

(説明)当該地は岡田地区の農用地の1筆で、現況については畑です。期間については5年間で借り手は、草刈り機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：4月16日に事務局と現地を確認しました。(株)ショーナンさんがお使いになるということで、現状としては農地所有者の管理が行き届いていないので使うことに問題はなく、良いことではないかと考えます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号11号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて日程第3、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案第12号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号12号を朗読)

(説明)当案件につきましては、地区担当農業委員の2番と事務局で3筆の現地調査をしました結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。

	<p>会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：田2筆は自家米を作っており、今後も継続するとのことでした。岡田494番に関しましては、畑としてきれいに管理されておりましたので、これからは適正に管理するようお願いをしておきました。問題ないと考えます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号12号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、報告番号19号から22号の4件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号23号から32号の10件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり4件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり10件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和3年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 藤井 薫

議事録署名人 福岡 喜輝

本議事録は、令和3年5月25日、承認・署名を得て確定しました。